

(国)児童手当受給者の方への 加賀市子育て世帯への臨時特別給付金について

新型コロナウイルス感染症の影響を受けている子育て世帯の生活を支援する取組の一つとして、児童手当(特例給付を除く)を受給する世帯(0歳～中学生までの児童がいる世帯)に対し、臨時特別給付金を給付する。

(1)実施主体

市区町村

(2)給付額

対象児童1人につき1万円

(3)基準日

令和2年3月31日

(4)支給対象者

以下の要件に該当する者

- ①令和2年4月分(3月分を含む)の児童手当(特例給付を除く)の受給者
- ②本市に住所を有する人

(5)対象児童

児童手当の令和2年4月分(3月分を含む)の対象となる児童(約7,600名)
(※3月31日までに生まれた児童が対象。(新高校1年生を含む。))

(6)費用

全額国庫負担(10/10) ※実施にかかる事務費についても全額国庫負担

(国)児童手当受給者の方への 加賀市子育て世帯への臨時特別給付金について

給付案内の送付(公務員以外)

支給対象者に、給付についてのお知らせを送付（約3,800件）を行う。（令和2年5月7日（木）発送）

本給付金の支給を受けるには、申請等の手続きは必要はなく、受給の辞退の意思表示がなければ、児童手当の指定口座に振込。

【給付金の辞退】

給付金を希望しない場合 令和2年5月21日（木）までに受給拒否の届出書

公務員の受給者の申請受付

所属庁から配布の申請書を記入し、所属庁の証明を受けたうえで市子育て支援課に提出。

本給付金の支給には、申請が必要があり、申請書を提出があったものから、児童手当の指定口座に振込。（令和2年6月10日（水）から随時）

【給付金の申請期限】

令和2年10月30日（金）まで

支払い実績(支給対象児童)

公務員以外の支給対象者については、令和2年4月分(3月分を含む)の児童手当(特例給付を除く)を受給している口座に振り込み。
公務員の方については、申請書の提出があったものから随時振り込み。

支払い 実績(6月10日支払い)※支給対象児童 (内訳)

・一般(公務員以外)	6,595人	(受給拒否なし)
・施設	34人	(受給拒否なし)
・公務員	290人	(5月25日までの申請分)
計	6,919人	(69,190千円)計

これまでの支払い 実績(7月31日支払い含む)※支給対象児童 (内訳)

・一般(公務員以外)	6,605人	(受給拒否なし)
・施設	34人	(受給拒否なし)
・公務員	531人	(7月15日までの申請分)
	7,170人	(71,700千円)

※7月15日以降の公務員の受給者の申請については随時振込

(市)児童扶養手当受給者の方への 加賀市ひとり親世帯臨時特別給付金について

新型コロナウイルス感染症拡大防止のため、学校の休校・保育園等の登園(所)自粛要請や企業活動の停滞などを受け、経済的に大きな影響を受けるひとり親世帯へ支援を行うため、臨時特別給付金を給付する。

(1)実施主体

加賀市

(2)給付額

一世帯あたり5万円

(3)基準日

令和2年5月11日

(4)支給対象

以下のすべての要件に該当する者（約530世帯）

- ①令和2年4月分(3月分を含む)の児童扶養手当の受給者
- ②基準日に、加賀市に住所を有する人

(5)費用

国庫負担(6/10)
市一般財源(4/10)

(市)児童扶養手当受給者の方への 加賀市ひとり親世帯臨時特別給付金について

給付案内の送付

支給対象世帯に給付についてのお知らせの発送(約530件)を行う。(令和2年5月13日(水)発送)

ひとり親世帯臨時特別給付金の支給を受けるには、児童扶養手当で指定している口座に振り込むことの請求書(同意書)の提出が必要。

【申請期限】令和2年12月28日(月)

【提出物】ひとり親世帯臨時特別給付金 請求書(同意書)

※請求書(同意書)は、給付についてのお知らせと一緒に送付。



支払い実績(支給対象世帯)

ひとり親世帯臨時特別給付金(請求書)の提出があったものから児童扶養手当の指定口座に振り込み。

少しでも早く支援するため、6月中旬までに支給率100%を目指す。

(支払い実績 支給対象世帯526世帯)

5月26日支給 430件

6月 2日支給 51件

6月 5日支給 26件

6月11日支給 6件

6月16日支給 7件

計 520件 26,000千円

※7月17日現在(※支給率98.8%)

※請求書の提出のない方については電話での確認を行うほか、再度給付についてのお知らせを郵送する。

(国)児童扶養手当受給者の方への ひとり親世帯臨時特別給付金について

新型コロナウイルス感染症の影響により、子育てと仕事を一人で担う低所得のひとり親家庭については、子育てに対する負担の増加や収入の減少などにより特に大きな困難が心身等に生じていることを踏まえ、こうした世帯を支援するため、臨時特別給付金を支給する。

(1)実施主体

市区町村

(2)給付額

基本給付

1世帯5万円
第2子以降1人につき3万円

追加給付

1世帯5万円

(3)支給対象者

① 令和2年6月分の児童扶養手当を受給している方(486世帯)

② 公的年金等の受給により、令和2年6月分の児童扶養手当を受給していない方
(31世帯見込み)

③ 新型コロナウイルス感染症の影響を受けて家計が急変し、収入が児童扶養手当を受給している方と同じ水準となっている方(78世帯見込み)

基本給付対象の①、②の方のうち、新型コロナウイルス感染症の影響で収入が減少した方

(4)費用

全額国庫負担(10/10) ※実施にかかる事務費についても全額国庫負担

(国)児童扶養手当受給者の方への ひとり親世帯臨時特別給付金について

給付案内の送付

(支給対象者①の方)

給付についてのお知らせを発送（486件）を行う。（令和2年6月17日(水)発送）

本給付金の支給を受けるには、申請等の手続きは必要はなく、受給の辞退の意思表示がなければ、児童扶養手当の指定口座に振込。

（令和2年7月10日支給済み）

※給付金を希望しない場合は、令和2年6月30日(火)までに受給拒否の届出が必要

(支給対象者②、③の方)

児童扶養手当もしくは、ひとり親医療の現況届と一緒に、申請書および案内チラシ等を該当者に送付案内（令和2年7月31日(金)発送予定）

申請が必要。（申請期限 令和3年2月末まで）

(追加給付について)

①、②の方のうち、新型コロナウイルス感染症の影響で収入が減少した方（申請必要）



支払い実績(支給対象世帯)

支給対象者①の方

7月10日に486人に支給済み(31,230千円)

※支給対象者②、③の方及び追加給付の申請をする方については、8月から子育て支援課で申請受付を行い、申請内容を確認後、すみやかに指定口座に振り込みを行う。